

令和5年度社会福祉審議会 地域福祉活動専門分科会 会議録

開催日時：令和6年3月26日（火曜日）10：00～11：15

開催場所：札幌市役所本庁舎地下1階3号会議室

参加委員数（8名）：池田分科会、忍副会長委員、大西委員、神元委員、
長江委員、林委員、福迫委員、光崎委員

配布資料：別添資料のとおり

議事録

【開会・挨拶】

○事務局（高橋地域福祉生活支援課長）

それでは、定刻となりましたので、只今から「令和5年度札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会」を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課長の高橋と申します。議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

各委員の皆様には、お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は委員総数8名の中、8名の皆様にご出席いただいていることから、札幌市社会福祉審議会運営規定第4条第4項に規定する定足数を満たし、会議が成立することを報告いたします。

それでは、分科会の開会にあたりまして、札幌市地域生活支援担当部長の東館よりご挨拶申し上げます。

○事務局（東館地域生活支援担当部長）

保健福祉局地域生活支援担当部長の東館でございます。本日は年度末も迫ったお忙しい中、札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から札幌市の地域福祉の推進にご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

事前にご案内のとおり、本日は札幌市と社会福祉協議会さんが共同で実施しております福祉除雪事業の概要や現状等につきましてご説明をさせていただきます。

この事業は平成15年度に本格的にスタートしてから20年が経過しております。

この間、高齢化の進行に伴いまして、利用者数が増加するとともに社会構造も大きく変化しておりまして、将来的に持続可能な制度としていくため、様々な観点から検証が必要と考えております。

検証するにあたりまして日頃より地域福祉にご協力をいただいております当分科会の

皆様より、それぞれの立場から忌憚のないご意見を頂戴できればと考えてございますので何卒よろしく願いいたします。

○事務局（高橋地域福祉生活支援課長）

ここでお手元にお配りした資料の確認をいたします。まず、「令和5年度社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会 次第」次に、「座席表」、「委員名簿」です。資料として、資料1「福祉除雪事業の概要」、資料2「福祉除雪事業の現状及び持続可能な事業としていくための観点について」、参考資料として、「令和5年度協力員確保のための広報の取組」、「福祉除雪事業事務フロー図」をお配りしております。また、机上に今年度の福祉除雪事業のパンフレットを参考としてお配りしております。

皆様、不足等はございませんか。もしお気づきの点がありましたら事務局の方にお知らせいただければと思います。

それでは続きまして、委員の皆さまのご紹介の方に移らせていただきます。お手元の資料でございます名簿の順に私の方からお名前を読み上げさせていただきます。

北星学園大学社会福祉学部教授 池田 雅子 分科会長

日本医療大学総合福祉学部ソーシャルワーク学科 准教授 忍 正人 副会長

札幌市民生委員児童委員協議会副会長 大西 國男委員

札幌市ボランティア連絡協議会理事 神元 要子委員

一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会会長 長江 睦子委員

きたあかり法律事務所弁護士 林 拓哉委員

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会会長 福迫 尚一郎委員

連合北海道札幌地区連合会副事務局長 光崎 聡 委員

また、本日は本市と共同で福祉除雪事業を実施しております社会福祉協議会より、大石部長、大井戸課長、高木課長、柳係長、小野寺次長、担当者の清水さんにも参加いただいております。

なお、本日のこの会議は、公開の会議としております。後ろに傍聴席と記者席を設けておりまして、記者の方もいらっしゃっていただいておりますが、ご理解いただければと思います。

また、皆様の発言は、会議録として整理させていただき、後日、札幌市のホームページに掲載することを、ご承知おき願います。

それでは、議事に入る前に事務局より本会議の目的についてご説明をさせていただきます。

先ほどの挨拶にもありましたとおり、本市と札幌市社会福祉協議会で共同実施しております福祉除雪事業について、事業の開始から20年が経過しております。そういう中

で、この間の社会構造の変化なども踏まえながら、今後も持続可能な制度としていくための検証が必要と考えております。

この福祉除雪事業については、立ち上げにあたって「札幌市の福祉除雪を考える市民委員会」を設置して検討・議論が行われましたが、当委員会はその後、平成 26 年 3 月をもって廃止となり、以降、福祉除雪事業に関して検討の必要が生じた場合には、札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会においてご意見をいただくこととされております。

つきましては、この地域福祉活動専門分科会では、委員の皆様より、事業のあり方についての様々な視点からご意見をいただき、今後の事業検証に活かしていくことを目的としております。

そのため、この後の説明でも触れさせていただきますけれども、今回が 1 回目の会議となりますが、今後、来年度中にも複数回の開催を予定させていただいております。

本日はまず初回ということで、まずはこの福祉除雪事業の概要、また現状や今後に向けた観点等についてご説明をさせていただきますため、改めてとはなりますが、どうぞ忌憚のないご意見をいただければと思います。

それでは今後の進行につきましては、池田分科会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

●池田分科会長

ここからは、進行を務めさせていただきます。議事の円滑な進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、福祉除雪事業の概要について、事務局から説明願います。

【議事 (1) 福祉除雪事業の概要について】

○事務局（長島地域福祉推進係長）

それではご説明させていただきます。A3の資料1「福祉除雪の概要について」をご覧ください。

まず左上の「事業の成り立ち」についてです。この事業の目的ですが、ここにありますとおり、「高齢者や障がい者といった、積雪により外出に支障のある世帯に対して、ボランティアである地域協力員が除雪を行いつつ、必要に応じて見守り活動も行うことにより、地域での生活を支援し、地域福祉活動を推進すること」を目的としています。

この事業のポイントとしては、「協力員は委託契約などで実施するものではなくボランティアであること」、また、「ただ単に除雪をするだけでなく見守り活動も兼ねていること」の2点となると考えております。

次に(2)事業化の経緯です。表の左側に「事業検討の内容」右側に「市民委員会の動き」を記載しています。まず平成12年度に、もともと社会福祉協議会で行っていた「除雪ボランティア事業」をベースとして事業化が検討され、各区2地区、全市で20地区にて試行実施を行いました。

また、この事業内容の決定にあたっては、表の右側にありますとおり「高齢・障害福祉団体や地域団体の関係者や公募による市民委員」などを委員とする「市民委員会」を設置して検討を行いました。

その後、平成13年度には実施地域を市内全域に拡大。平成15年度から現在の福祉除雪事業の姿として本格実施されました。また、市民委員会については、今後の方向性や事業の位置づけについて提言を行い、いったん活動を休止いたしました。

その後平成18年度から19年度にかけて、再度市民委員会を開催し事業の検証や課題検討を行い、提言をいただいたのちに再度休会。最終的に平成26年度末に、全市的な各種委員会の整理の中で市民委員会の廃止を決定し、「今後の福祉除雪に関する検討の際は、社会福祉審議会の地域福祉活動専門分科会でご意見をいただくこと」と整理されました。以上が事業の成り立ちとなります。

次に資料の左下、「事業の体系」についてです。まず、本事業は札幌市と市社会福祉協議会の共同事業となります。それぞれの役割としまして、札幌市は事業にかかる費用の負担を行い、社会福祉協議会に対して補助金という形で支援を行います。また同時に、市の媒体による広報や、利用者負担金を決定するための課税状況調査などを行います。なお、事業の位置づけとしては、札幌市からの委託事業ではなく補助事業という位置づけとなりますので、札幌市が市の事業として事業内容や事業費などを全て決めてしまい、社会福祉協議会に決められたとおりに実施してもらうというのではなく、両者で協議しながら進めていく事業となります。

次に社会福祉協議会ですが、こちらは事業の実働的な役割を担っていただいております。こちらに記載のとおり、利用者や協力員からの申し込み受付、町内会や企業・団体への協力依頼、どの協力員がどの利用者世帯を除雪するかのマッチング、利用者負担金の徴収や協力員への活動費の支払い、問い合わせへの対応や広報の実施など様々な業務を行っていただいております。

次に図の右下の協力員についてです。協力員については大きく3つに分けられ、町内会経由でご協力いただく協力員、広報等を見て個人で申し込んでいただいた個人協力員、協力企業や団体等の協力員となります。

町内会については、町内会が会として除雪を行う協力員になるという形ではなく、社会福祉協議会からの依頼を受けて地域内の利用者に対応するために、ご近所で協力員を

探していただいたり、利用者世帯と協力員のマッチングを行っていただくという形でのご協力となります。

次に右側の「協力企業・団体」についてですが、団体としては市内の土木・建設会社で組織される「災害防止協力会」にご協力をお願いしており、加盟企業に対する協力員募集の呼びかけをさせていただいております。

また、それ以外にも地域の企業やNPOなども協力員としてご登録いただいております、数は多くないですが中には中学校が福祉教育の一環としてご登録いただいている事例もございます。以上が事業の体系となります。

次に資料の右上、「事業内容」になります。まず利用者の利用要件ですが、こちらはいくつか要件があります。一つ目は「一戸建ての住居であること」です。マンション・アパートなどの集合住宅は、物件の所有者の管理業務として除雪を実施すべきと考えられますので、福祉除雪の対象外となります。二つ目はお近くに除雪を援助できる親族が居住していないこと。三つ目はご本人や同居されている方の年齢や身体等の状況として、こちらに記載されているような状況であること となります。

なお、「市社協が特に必要と認めた世帯」の例としましては、重度の知的障がいや精神障がいのある方や、中度の身体障がいでも除雪が難しい状態にある方などが該当します。また、それ以外にも、ケガをしているなど個別に事情をお伺いして、世帯員全員が除雪ができないと確認できればご利用いただくことができます。

その下が利用にあたっての負担金となります。1シーズンあたりの負担額として、市民税課税世帯が1万円、非課税世帯が5千円、生活保護世帯は無料となります。なお、大まかな利用世帯の分布としましては、課税世帯が25%程度、非課税世帯が75%程度、生活保護世帯が1～2%程度という構成となっています。

次に協力員の活動内容です。まず除雪期間は毎年12月1日から3月20日までの4か月弱となります。

除雪内容としては、外出支援という目的から玄関から道路までの範囲になります。お手元に令和5年度の福祉除雪のパンフレットを配布しておりますので、そちらの表紙の図をご覧くださいとイメージが掴みやすいかと思えます。ここにありますとおり、玄関から道路までは概ね80cmの幅の範囲で除雪し、道路に面した部分は少し広く1.5m程度の幅の除雪を行います。なお、作業内容は除雪のみで排雪は行いません。

次に除雪の活動日についてですが、こちらは「札幌市の生活道路の新雪除雪が行われた日」の翌朝12時までには除雪を行うこととなっております。原則として時間指定はできません。なお、参考として札幌市の新雪除雪の実施基準は「概ね10cm以上の降雪」となっており、令和4年度までの直近10年間の全市平均では1シーズンあたり17回程

度の除雪回数となっております。

この活動の判断について、協力員が除雪対象世帯のお近くに住んでいる場合は市の除雪の実施状況がご自分でも確認できるので問題ないのですが、企業の協力員など少し離れている場合は、札幌市 HP や公式 LINE、地デジの除雪情報をご覧いただいたり、除雪センターや区社協への電話確認により福祉除雪の実施要否の判断をしていただくこととなります。

次に「見守り」についてです。事業の目的の部分でもお伝えしましたが、福祉除雪事業では必要に応じた「見守り」を行っています。除雪作業実施後にチャイムを鳴らして声掛けするやり方もありますし、そこまでは必要ない場合でも、毎回除雪作業終了後に「作業終了の通知」をポスト等に投函するなどしていただき、次回活動時にその通知や新聞がそのままになっているなど、異変を感じた場合には区社協へ連絡するなどの対応を行っていただいております。

最後に活動費についてです。協力員はボランティアの位置づけですが、除雪道具や防寒衣等の準備、移動のためのガソリン代など一定程度の費用も想定されることから、1シーズンあたり1世帯につき21,000円をお支払いしています。財源としては利用者の負担金が当てられますが、それだけでは足りませんので不足部分は札幌市からの補助金で補っているという形になります。

最後に資料の右下「事業の評価」についてです。毎年度活動終了後に、利用者、協力員、協力企業に対してアンケート調査を実施しています。利用者、協力員については概ね500件程度の抽出調査、協力企業・団体については全企業・団体に対する調査となっています。

アンケートでは様々な項目をお聞きしていますが、この資料では事業全体の評価となる部分を記載しています。

まず利用者については、「利用した感想」という項目になりますが、「良かった、まあまあ良かった」の2つの選択肢の合計の5年平均として、表のオレンジの部分にあるとおり91.8%という9割以上の利用者から好意的な評価をいただいております。

次に協力員については、「活動した感想」という項目になりますが、こちらも「良かった、まあまあ良かった」の2つの選択肢の合計の5年平均として、94.5%というこちらも9割以上の協力員から好意的な評価をいただいております。

最後に協力企業についてですが、こちらは「活動した感想」という項目がなかったため、代わりに「次年度の協力希望」という項目になりますが、「協力する」とお答えいただいた企業が90.4%となっております。

これらのアンケート結果から、福祉除雪事業はこのあとの議題でご説明するように、

「検討しなければいけない課題」がありつつも、全体としては利用者、協力員、協力企業のいずれもかなり満足度の高い事業となっていると考えています。

「資料1 福祉除雪の概要について」は以上となります。

●池田分科会長

ありがとうございます。ただ今の説明について、皆様何かご意見・ご質問等がございますでしょうか。

【質疑】

●光崎委員

先ほどの説明で触れられていた、町内会などにおける協力員確保やマッチングの作業について、もう少し具体的に町内会がどのような作業をしているか教えていただければ。

○社会福祉協議会（大井戸地域福祉課長）

事業を実施しております札幌市社会福祉協議会地域福祉課の大井戸でございます。ご質問ありがとうございます。

町内会による協力員さんのマッチングでございますが、まず、区の社会福祉協議会で利用申込を受け付けて、ある程度まとまったところで各单位町内会の会長さんへそれぞれの町内会でお申し込みをされた方の名簿をお送りいたします。

この事業は20年続いておりますので各町内会でノウハウが蓄積されておまして、この名簿の中には前年度の各町内会で（各利用世帯を）担当された方が記載されているため、それを参考に町内会の方で協力員のマッチングをお願いしているところです。

●光崎委員

単位町内会の中ということは、そんなに広いエリアではなくて、利用世帯に近い範囲内の中ということです。ただ、それはあくまで希望者前提ということなんですよ。協力員をやりたいと手を挙げた人に対して（マッチングしている）ということですね。

例えば、利用者の方がいて、その世帯の向こう三軒両隣の人に町内会からお声がけをしているということではなく、あくまで希望をとっているということですね。

○社会福祉協議会（大井戸地域福祉課長）

町内会の役員さん同士、お声をかけたりですとか、そのような調整がなされております。

●林委員

私の方からは一つだけご質問させていただければと思うのですが、資料1の協力員に関するところで1世帯当たり21,000円の活動費を定めているとの記載がありますが、この算出根拠というか基準等があれば教えていただければと思います。

○事務局（長島地域福祉推進係長）

活動費については実費弁償という形で位置付けているものとなります。防寒衣ですとか除雪用のシャベル等が必要となりますし、また、企業さん等では離れたところをやっていただいている場合もありますので、ガソリン代などの移動に関する費用も発生してくるので、そういったところからの算定になっています。

また、事業の試行実施にあたって、除雪事業にあたる事業者、交差点の除雪を人の手でやる際の単価というものを参考としておりまして、こうした単価算定からも 21,000 円という金額が妥当なものであるという判断もしております。

●長江委員

協力員さんとして、町内会さんの協力を得ているとのことですが、テレビで見たのが大学生の協力員がいたり、資料にもあるとおり中学校等も協力するものがあるとのこと、この割合ではないけれども、だんだん大学生の協力員が増えているというような傾向などはありますか。

○事務局（萩原）

協力員の割合について、そこまで細かなものを出しているわけではないのですが、個人協力員と町内会を合わせて地域協力員としておりまして、これが概ね 56%、地域企業さんが 14%、災害防止協力が 19.6%、そして学校等が R5 年度では 0.7%で、中学校さんが 2 校になります。

ただ、例えば大学生の方が個人でお申し込みをされる場合には個人協力員という形で含まれてしまうため、大学生という抽出はなかなか難しいところがあります。大学生がボランティアグループとして参加いただいているということは多少見込まれますが、どのくらいというのは具体的には拾えない状況です。おそらく、大きく人数が増えているというわけではなく、例年同じサークルさんなどが参加しているのではと思われます。

●長江委員

やっぱり協力員さんも近く（の利用世帯）でないとなかなか難しいですね。テレビで見たのは（除雪ボランティアの）大学生がタクシーで行くというものでしたが、それはタクシー会社も協力しているみたいで。

歩いていくのは大変だし、自分の車で行くのも大変ということで、なるべくは除雪する場所の近くの方々に（協力員を）お願いしているということでしょうか。

○事務局（萩原）

協力員さんに申し込みをいただく時には、協力員さんからどこの範囲ならできるといふところの希望をとった上で申し込みを受けてますので、かなり広い範囲でもいいよ、という方についてはそのようなマッチングの仕方をしています。

○事務局（東館地域生活支援担当部長）

同じ除雪でも、屋根の雪下ろしや敷地内にたまった雪をよける等をボランティアの方がタイミングを計って行うような除雪ボランティアもあるのだが、福祉除雪は雪が降った日にそのままでは外出できない方が午前中の内に外出できるようにするというのが趣旨なので、どうしてもご近所の方でないとなかなか難しいということで、ちょっとそういった除雪ボランティアとは性質が若干違う部分はあるかなと思います。

【議事（2）福祉除雪事業の現状及び持続可能な事業としていくための観点について】

●池田分科会長

では、次の議事、福祉除雪事業の現状及び持続可能な事業としていくための観点について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（長島地域福祉推進係長）

それではご説明させていただきます。A4の「資料2 福祉除雪事業の現状及び持続可能な事業としていくための観点について」をご覧ください。

1 ページ目は利用世帯数と高齢化率の推移を重ねたものです。青色の棒グラフが世帯数、オレンジ色の折れ線が高齢化率となっています。福祉除雪の利用要件の一つとして「70歳以上」という要件がありますので、高齢化の影響を受ける事業となっており、どちらも右肩上がりが増加していることがわかります。参考として、これまでの利用世帯数の平均伸び率は約103.1%となっています。

特に利用世帯数は事業を本格実施した平成15年度には3,510世帯だったものが、降雪量に伴う年度ごとの増え幅の変動はありつつも、令和4年度には6,000件を超えたという状況にあります。

なお、福祉除雪は大雪が降った翌年度に申込世帯が増加する傾向があり、このグラフの中では平成24年度と令和3年度にまとまった降雪があったため、それに伴い平成25年度と令和4年度に利用世帯が急増したものと考えています。

資料をめくっていただいて、2ページ目は「協力員数及び一人当たり平均担当世帯数の推移」となります。青色の棒グラフが協力員数、オレンジ色の折れ線が「利用世帯数を協力員数で割った平均担当世帯数」になります。

利用世帯の伸びをカバーするために、協力員数も全体としては右肩上がりに伸び続けていますが、大雪の降った翌年度の平成25年度、令和4年度などは利用世帯の急増に対して協力員数が追いつかず、平均担当世帯数が増加してしまう状況がありました。

なお、令和4年度以降に実施している協力員の確保策について、別紙資料としてまとめてありますので、そちらもご説明させていただきます。「参考1 福祉除雪事業にお

ける協力員確保の取組について」の資料をご覧ください。

左側の令和3年度の記載内容がこれまで継続して取り組んできた協力員確保の取組になりますが、ここまでは町内会や防災協への呼びかけ、広報さっぽろや地下鉄ポスターを活用した広報、市職員の退職者説明会での呼びかけなど、を行ってきました。

表の真ん中の令和4年度ですが、前年度の大雪から利用世帯の増加となったことから、申し込み状況に対応するため、これまでの取組に加えて、商店街組合連合会や土木関連企業の各種協会、さっぽろまちづくりパートナー企業等に対するチラシ配布や、道新の折り込みチラシ、協力員の不足が予想されるエリアに対するポスティング事業者を活用したチラシのポスティングなどを実施しました。

最後に表の右側、令和5年度の取組としては、令和4年度の取組に加えて、フリーペーパー「ふりっぱー」への広告掲載、市有施設や大学等へのポスター掲示、市内の全中学生に対してチラシ配布を行うとともに、協力員の申し込み手段として、これまでの電話またはFAX、メールによる申し込みに加えて申し込み用のWebフォームを作成し、そのQRコードを全広報媒体へ掲載することにより、申し込みがしやすい環境づくりにも取り組みました。

最後に表の下になりますが、広報以外の取組として2つの取組を実施しています。1つ目は「スポット支援制度」としまして、協力員が病気やケガ、冠婚葬祭などにより一時的に活動できない場合に、スポット協力員としてあらかじめ登録いただいている方に、一時的に除雪をお願いして活動費をお支払いする制度を、今年度西区においてモデル実施しております。

もう1つの取組として、令和4年度は活動終了後に協力員・協力企業に対して感謝状を郵送によりお送りしており、令和5年度も同様に送付予定です。これは協力企業・団体へのアンケート結果の中で、約6割の団体から要望があったものです。

以上が参考資料1の説明になります。先ほどの資料2に戻っていただきまして、以上のような取組みを行った結果、令和4年度、5年度には協力員が増加し、特に令和5年度は前年の少雪等に伴う利用世帯数の減少もあったため、平均担当世帯数も一旦落ち着いた状況となっております。

資料をめくっていただいて3ページ目をご覧ください。資料の上段が「福祉除雪事業費の推移」です。こちらの表は札幌市の予算額ベースになります。事業開始の平成15年度は約9,550万円でスタートし、その後事業の効率化や平準化等が進む中で事業費としては下がっていきませんが、平成24年度以降は利用世帯の増加に合わせて増加傾向にあります。

なお、令和5年度は表に記載されている1億300万円に加えて、先ほどご説明した広

報施策の実施や利用世帯の増加に対応する協力員活動費の確保のため、約 1500 万円を予算流用により確保しています。6 年度についても、令和 5 年度と同規模の施策の実施と利用世帯の増加に備えて 1 億 2200 万円の予算を確保しています。

なお、表の上の説明にも記載しておりますが、福祉除雪事業の財源は札幌市の税収等に基づくいわゆる一般財源と呼ばれるものではなく、地域福祉振興基金という「寄付金等を原資として積み立てている基金」を取り崩して財源に充てております。しかしながらこの地域福祉振興基金は数年以内に枯渇することが予想されており、将来的な財源の確保が課題となっております。

また、そのような状況の中、恒久的な対策とはなりません、令和 5 年度からは国からの補助金を活用して事業費の 2 分の 1、約 6000 万円程度の補助を受けています。3 年間という時限措置はありますが、これらの財源を活用してまずは協力員の確保に向けた広報費等の増額といった対応を行っているという状況です。

以上が福祉除雪の現状のご説明となります。続けて「(4)持続可能な事業としていくために必要な観点」についてご説明いたします。このような状況の中で福祉除雪を今後も持続可能な制度としていくために、我々としては以下の 3 つの観点からの制度の検証が必要と考えています。

まず 1 点目は、協力員の確保についてです。事業の実施にあたっては、協力員の確保が必須となります。これまでご説明しているとおり、札幌市と社会福祉協議会で検討を行い既に取り組んでいるものもありますが、広報活動、負担軽減策、活動費などについて、これまでの取り組みの検証や更なる確保策の検証が必要と考えています。

2 点目としては利用世帯の増加やニーズに対応するための対応策です。利用世帯数については、これまで右肩上がり増加が続いており、事業の持続可能性という観点で考えたときに、今後の利用世帯数の伸びを踏まえた検証が必要となります。また、一部の協力員や町内会から、「見た目上元気な利用者が見られるが、除雪の支援が必要なのか」という声もあがっています。これらのことから、利用世帯の要件の検討が必要と考えています。

また、利用者に対するアンケート結果からは全体で見ると高い満足度をいただいておりますが、個別に見た場合には除雪内容についてご意見が無いわけではありません。この機会に除雪内容や条件についても、検証や実現可能性の検討を行えればと考えています。

3 点目としてはご協力いただいている町内会や、実務を担う社会福祉協議会の負担についてです。参考に資料として別紙にまとめてありますので、そちらでご説明させていただきます。「参考資料 2 福祉除雪事業事務フロー図」をご覧ください。

福祉除雪事業は概ね 8 月頃から事業が開始されます。まず前年度の利用者に対して今

年度申込書の送付を行いつつ、各種広報を開始します。

その後9月中旬に申し込みを締め切り、そこから9月下旬までの間に新規利用者について、要件を満たしているかといった調査を行います。具体的には、負担金を決定するための札幌市における利用世帯の課税状況の調査や、民生委員等にもご協力をいただきながら住居実態等の状況調査を実施いたします。

調査の結果利用対象となった新規利用者と継続申し込みをいただいた利用者について、10月以降に「どの協力員がどの利用者世帯を除雪するか」というマッチングを行います。その際、町内会等の地域団体に対して、マッチング作業と必要に応じて可能な範囲での協力員の確保を依頼します。

なお、このマッチング作業については、地域団体で全件完了させるわけではなく、そこでマッチングが完了しなかったケースについてはそのまま区社協に戻していただき、区社協の方で協力企業に依頼したり、一般の協力員に依頼するといった調整を行います。

その後11月中旬以降に、区社協において各種通知の発送や協力員説明会等を実施し、12月1日から事業の開始となります。

12月以降は事業実施中の様々な問い合わせ対応や、申込期限後の追加申込の相談への対応、協力員が活動できない場合の調整などを行います。

なお、資料の下段に参考として記載していますが、過去に実施した地域団体へのアンケートでは、協力員の調整について「これ以上は難しい」が46.3%、「2～3年後は難しい」が30.9%と、地域団体の負担が苦しくなっている状況が感じられます。

また、区社協の事務負担としても、除雪実施期間中も多くの対応が必要となるほか、利用世帯数の増加に伴い、こちらに記載しているような様々な事務の負担が増えている状況にあります。

資料2に戻っていただきまして、札幌市としては以上のような観点からの検証が必要と考えています。

最後に(5)にあります、今後の予定についてもご説明いたします。

スケジュールとしましては、次回の審議会は6月頃の開催を予定しています。議題としましては、令和5年度の福祉除雪の事業の結果のご報告、今後の福祉除雪事業に係る各種推計等のデータの提示、また今回の議論の中でいただいたご意見ですとか、またこういった資料も欲しいといった皆様からの要望等ありましたが、それに対する資料の提示などを考えております。

また、全体のスケジュールとしては、令和6年度中に3、4回程度分科会を開催し、来年度内に今後の福祉除雪事業の在り方に関する意見を取りまとめ、令和7年度からそれらを踏まえた制度での事業実施を行いたいと考えております。なお、広報に関するご

意見など、すぐにも取組み可能なご意見については、令和6年度から事業に反映できればと考えています。

「福祉除雪事業の現状と持続可能な事業としていくための観点」についての説明は以上となります。

●池田分科会長

事務局からの説明について、ご質問等はございませんか。

【質疑】

●光崎委員

3点お聞きしたいんですけど、先ほど協力員の内訳で学校関係が0.7%で、うち中学校が2校ということだったんですけども、中学校という単位で協力員になっていただいているケースというのは、具体的に除雪の際の対応などはどのようにやっているのか、というのが1点。

それと先ほど部長もおっしゃってましたけれども、福祉除雪は当日の昼までにやらなくちゃならないという性質上、除雪ボランティアとは違って、なかなか学校では難しいんじゃないかと思うんですが、だとすれば、令和5年度で中学校に協力員募集のチラシ4万枚入れ込んでいるんですけども、ここの目的というのはどういったものなのか伺います。

最後に、協力員、協力企業へ感謝状を送付予定とのことで、これはすぐにできることだと思うんですけど、例えば感謝状を渡す、特に企業なんかについては、寄付金の関係なんかだったりすると、ホームページや広報さっぽろに挙げてたりするんじゃないかなと思うんですが、そういった広報には挙げているのかというところと、また、感謝状だけではなくて、企業CSRで頑張っている会社ということで、例えば入札で有利にするであるとか、そういう感謝状以上のものを考えているのか、以上3点伺います。

○事務局（萩原）

お答えさせていただきます。まず、中学校2校について、こちら清田区の中学校になりますが、中学校の学校単位で生徒さんが登録をされておりまして、地域と協力して担当世帯を受け持っているような形になっています。地域団体として何世帯か持っている団体さんがあって、そこと協力して中学校の学生さんも地域の一員として除雪をやるという仕組みになっています。

●光崎委員

授業のある日ということではなくて、休みの日や冬期休暇のタイミングということですか。

○事務局（萩原）

休みの日や朝などですが、学生さんができない時には地域の方がやるというように協力して行う形になります。この福祉除雪事業については、利用世帯1世帯に対して1人の協力員さんが受け持つ以外のパターンもありますので、そういった形で地域の一員として生徒さんにもやっていただいています。

●光崎委員

分担しながらということですね。

○事務局（萩原）

4万枚のチラシ配布についてですが、今言ったような形で、中学校単位で参加いただきたいというところもありつつ、中学校のお子さんがある世帯に対する広報という意味合いも含まれております。基本的にはそのエリアに住まれている方がその地域の中学校へ通われてますので、中学生ご本人もそうですが、そのご家族にもチラシをみていただくことで、協力いただけるご家庭が増えるんじゃないかという狙いがあります。

先ほど、長江委員へのご回答で学生がそんなに増えているわけではないとお話ししたんですが、さっきも言ったとおり、内訳が出せない部分がありまして、個人の地域協力員として申し込みをされた方についてはこの中学校へのチラシ配布の後、目に見えて増えた状況にあります。

この辺の広報の効果検証については追々になってしまうんですけども、一応そういった狙いもあって、チラシ配布を行ったところになります。

最後に企業に対するメリットの提示になるんですが、今ご協力いただいている企業さんについては、社会福祉協議会のホームページに協力企業の一覧ということで区別に掲載させていただいております。

また、契約の関係についても、工事の契約にあたっての評価基準に地域へのボランティア活動への参加に関する項目があるのですが、福祉除雪事業への参加というのも項目に含まれておりまして、参加いただいている企業については点数として加算される仕組みに現状もなっています。

なお、CSR活動に参加いただいている企業については、札幌市で所管しております市民文化局を通じて、福祉除雪への協力に関するチラシ配布をさせていただいております。そういう方面でも令和4年度5年度については広報活動を行っています。

●大西委員

先ほど中学校への呼びかけをしているとのことでしたが、高校への呼びかけというのは。

○事務局（高橋地域福祉生活支援課長）

高校という単位では現時点では直接の呼びかけは行っておりません。

●大西委員

それから、札幌市を退職される方へ呼びかけをしているとのことですが、札幌市内には色々な企業がございますので、そういったところの退職者へもお願いをするということも必要かなと思いました。

また、利用者さんの要件に70歳以上の世帯というものがありますが、70歳以上でも元気であれば利用できるということで、協力員の方は75歳超えてからもやっている方がかなりいらっしゃるの、この辺の見直しが必要じゃないかなと思います。

それからこれは質問なんです、福祉除雪の財源は利用者さんからの負担金と基金、それから国交省からの交付金を使っているが、基金が枯渇した場合には、一般経費から出さなくてはならないということになるんですね。

○事務局（高橋地域福祉生活支援課長）

いただいたご意見については、今後の会議の中でお示しする部分もありますが、内部でも検討させていただきたいと思います。

また、最後のご質問についてですが、財源は一般財源となっていくと思われま。

●大西委員

それからもう一点、高齢化にともなって利用者の推移も上がっているとのことですが、協力員の年齢も高齢化しているのではないかと思うので、その辺も示していただければと思います。

○事務局（高橋地域福祉生活支援課長）

次回以降の会議等で今の資料等もお示していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

●忍副会長

今回のテーマが持続可能な事業としていくということですが、このまま利用者が増えていくのは明らかなので、このままの制度設計では成り立たなくなっている、20年前の制度設計は古くなっていて破綻が目に見えてきているという状況であると思います。先ほど大西委員がおっしゃったような形で、70歳以上というまにしているとこのまま無尽蔵に利用者は増えていくので、何らかの制限をつけていくことが必要かなと私は考えているところです。

それでは要件を何にしていくかという、こうした会議を今後開いていく上での一つの参考としての提示なのですが、例えば、要介護・要支援世帯という形で限定するという形。要支援、要介護であれば、当然、介護保険の制度上、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの介護予防計画書というところにはインフォーマルな、非公式なサー

ビスとして福祉除雪という一項目が必ず入っているはずですが。それを申請時に提出してもらえば、これも可能かと思います。

それと先ほどの説明にもあった期限が過ぎてから申し込みがあるというところについても、当然、身体状況、精神状況が申し込み期間の後に崩れてしまうということも考えられるので、その時にもケアマネージャー並びに包括支援センターの職員から要請があれば、これはニーズとして社協も受け入れやすくなるので、そうした対策にもなるのではと思われます。

これはあくまで一例で、他にもいい方法がたくさんあると思いますので、今後この会の中で議論を進め、持続可能にしていければいいのかなと考えています。

○事務局（高橋地域福祉生活支援課長）

来年度以降この会を開催していく中で、今副会長からお話しいただいたような点も踏まえ、皆様のご意見をお伺いしていきたいと思っています。

●忍副会長

もう一点、これも一つの案なので今後協議していければと思いますが、先ほど中学校というお話がでていましたけれども、部活動やサークル等で部活道具が古くなっていて苦しんでいるという話もあり、学校もお金がないので保護者の負担も大きくなっていると。であれば、そういった活動費を稼ぐために、例えば 20 人の部員がいるとすれば、2人ずつ担当するとして、大体 1 シーズン 2 回行くということも考えられます。1 人休んでももう 1 人がいけばいいので何とかかなと思いますし、3 世帯担当すれば 63,000 円になり、そのサークルや部の活動費になっていきますので、そういった提示の仕方もあるかもしれないのかなど。

ボランティアというだけではなくて、そういった運動部に声をかけるという仕組みづくりも一つの案かと思います。いろんな案があると思いますのでまた検討していければと思います。

●長江委員

中高生は体力ありますからね。

中学生で、清田区で除雪をやった子たちがいたと思うんですが、これは、この福祉除雪ではなくて、別の除雪ボランティアという形で近所の除雪を行うものでした。

それとこの制度が少しごっちゃになっていまして、福祉除雪だと 12 時までにはかなければならないとかっていう制度設計になっているということで理解しました。

若い人たちは力があって、例えば吹奏楽部の人たちも体力もあるので、年に 1 回でもやってもらえれば、それを見た親御さんたちもやってくれるかもしれない。

ユニフォームなどもやはり高いのでそういうのに活用できれば、そういう目的がある

と本人たちも頑張れるのではと思います。

○事務局（高橋地域福祉生活支援課長）

この福祉除雪は確かにシーズンを通してという形になるのですが、ピンポイントで、例えば土日とか高齢者のお宅をお邪魔して、屋根の雪下ろしとか丸一日かけて何件か回るといような事業も社協さんのほうで行われていて、そちらの方では結構企業さんとか学生さんとかにご協力いただいているというお話も聞いております。

そういった方々が全員を福祉除雪事業にというのは難しいところもあるかと思いますが、そちらに参加している方々にもお声がけをしていくとか、そういうところで少しでも輪が広がっていくということも考えられるかなということも、委員のお話を聞いていて思いましたので、そういったところも考えていきます。

●池田分科会長

いくつかよろしいですか。

先ほど福祉除雪は見守りというところもひとつの目的ということでしたが、実際に今までの活動の中で、危険な状態を発見したというような事例があるのかなということが、今でなくてもいいのですが、示していただければ

もう一つ、札幌は雪が多い地域ですけれども、札幌の近郊の色々な、江別市とか岩見沢とか色々なところで、どのような仕組みがあるとか、何かいい事例があったらお示しいただきたいなと思いました。

あと、もう一点、この事業は委託事業ではなくて補助事業ということでしたが、財源について、基金を使っているところから、市の税金を使うことになった際に、どのように変化するのか、というところがわからないので、教えていただければと思います。

○社会福祉協議会（大井戸地域福祉課長）

社会福祉協議会の大井戸です。見守りについてですが、こういったケースについての件数はカウントしていないんですが、協力員さんの方から最近利用者さんのご自宅の状況に動きがない、というようお問い合わせがありまして、民生委員や包括に確認したら、入院していたというような事例はありました。幸いにも緊急という事例は今のところありません。

○事務局（高橋地域福祉生活支援課長）

近郊の状況は次回までに調べさせていただきたいと思います。

補助事業が一般財源化するとどうなるか、というところですが、役所の中の話にはなりますが、事業費に税金を使うということになってくると、現行の基金を使っている状況以上に制約がかかってくる部分はあるのかなと思います。

そういう状況に備えて、現時点から事業費の平準化ですとか、制度の対象者の部分等

について併せて考えていく必要があるのかなと思います。

もちろん、お金だけではなく、制度としての部分も考えていく必要があるので、そういった中でお示しできるものはお示していきたいと思います。

●林委員

先ほど、学生の部活動の活用等のお話もありましたが、スポット的な利用も今後考えられるのかなと考えております。

例えば大学生の生活を見てみると、大学生はすごく力にはなると思うのですが、12月から3月の中で1月下旬から2月上旬って定期試験期間なのでそこは活動できないということもあって、特に大学生とかが参加するにあたって躊躇するとすれば、この期間中ずっとやらなければいけないというところだと思うんですね。

なので、この定期試験の期間は活動の参加を免除できるようにするなどして、それ以外の期間、例えば春休みは時間があるわけですから、そういった期間を活用してもらえそうな施策があるとよいかと思います。

西区で今スポット支援制度をやられているわけですが、現状は協力員が活動できない期間に代わりにということですけども、それ以外の形態でもスポットでの参加制度を導入することを検討していただくのがよろしいのかなと思います。

また、大学生等の力になりそうな人を考えた際に、広報の観点から見ると、現状やっている広報で若い人たちが見るものはおそらくないのかなという風に感じています。

テレビも若い人たちは見ませんし、そう考えると大学生への広報を、例えばサークルを通してやるのか、また、なかなか難しいかもしれませんが SNS とかを通してやるという方法もあるのかなと思ってます。

例えば、今飲食店等はインスタグラムを使用していて、なぜかと言えば、無料でお客さんをお呼びできる上、お客さんがお店のアカウントや場所、写真といった情報を載せて投稿することでお店の代わりに宣伝をしてくれたりすることもあるって、非常に便利だからです。福祉の事業に関しては、写真を載せてどうこうというものではないのでなかなか難しいとは思いますが、例えば、札幌市の他の事業との抱き合わせで、札幌市のインスタグラム等を立ち上げて、福祉除雪の活動はやりがいがありますよ、楽しいですよ、というのを呼び掛けるのがいいのかなと思います。

思い付きで恐縮ですが、参考としていただければと思います。

○事務局（高橋地域福祉生活支援課長）

大学生についてですが、スポット制度については、今年度モデル実施ということで、今回の結果については次回、お示させていただこうと思っております。

場合によっては、林委員からお話いただいたように大学生にスポットとして登録し

ていただくという方法もあるのかなと思いますし、大学生の中でボランティアに力を入れてらっしゃる学生さんですとか、そうしたボランティアのネットワークもあるというお話も聞いているので、やはりそういう関心のある方々から広げていくというのが効果的かなと思います。社会福祉協議会さんはボランティアの団体さんと色々つながりがございますので、お力もお借りして、広報活動をさらに拡充していく際にはそういったことも含めて、進めていければと思います。

●池田分科会長

利用されている方などへのアンケートでは事業評価は概ね良い、とのことだったんですが、中には少し不満等の意見もあるかと思えます。そういったところも見直しのきっかけになるかと思えますので、次回以降、どんなところに具体的に、不満や要望があるのかという点について教えていただければと思います。

○事務局（高橋地域福祉生活支援課長）

次回には今年度のアンケートもまとまっている時期かと思えますので、自由記載欄に記載された内容等も含めてご紹介できればと思います。

●池田分科会長

以上を持ちまして、議事は全て終了いたしました。最後に、全体を通してご意見等はいかがでしょうか。

それでは、この後の進行を、事務局にお願いいたします。

○事務局（高橋地域福祉生活支援課長）

長時間に渡り、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

なお、次回の分科会につきましてですが、先ほどの説明にもありましたとおり、令和6年6月頃を予定しております。

詳細につきましては、近くなりましたら事務局よりご案内させていただきます。

それでは、以上をもちまして「令和5年度札幌市社会福祉審議会地域福祉活動専門分科会」を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご出席いただきまして、ありがとうございます。

【閉会】